

シバティンテックが最新の介護福祉情報をお届けします。

Shibata Welfare Report

Vol.30

Vol.30
INDEX

Q & A

2019年10月以降の福祉用具貸与の上限価格について教えてください

特集

高齢化の地域差踏まえた医療・介護連携などが論点に ほか

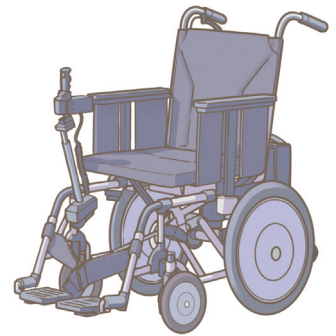
ニュース

常勤介護職員の給与、前年比1万850円増 2018年度処遇状況調査

Q&A

Q. 2019年10月以降の福祉用具貸与の上限価格について教えてください

居宅介護支援事業所の介護支援専門員です。ケアプランの策定に際して、利用者やその家族から車いすや介護ベッドのレンタルなどの費用負担について相談されることがあります。福祉用具貸与の上限価格は毎年10月に見直されると記憶していますが、2019年は同時期に消費税率の8%から10%への引き上げも行われます。そうすると、10月以降の上限価格はどうなるのでしょうか？



A. 2019年10月は上限価格自体の見直しはせず、消費税増税分の上乗せだけ行います

福祉用具については貸与価格のバラツキ是正と、適正価格での貸与を目指し、▽全国平均貸与価格の公表▽貸与価格の上限設定（商品ごと）-などの取り組みが2018年10月からスタートしました。このうち既存品の上限価格は概ね年1回改定、新商品は3か月に1度の頻度で、全国平均貸与価格の公表や上限価格を設定するルールになっています。

ご質問にあるように、2019年10月は、制度施行後初めての上限価格見直し時期にあたりますが、厚生労働省の関係審議会の方針決定を受けて、今年度は既存品の上限価格見直しは行わずに据え置き、新商品の上限価格設定だけを行うことになっています。

一方、同時期に実施される消費税率引き上げへの対応については、2019年度改定の審議報告に「福祉用具貸与の上限額について、税率引き上げ分を引き上げることが適当」との方針が明記され、現行の上限価格と全国平均貸与価格に、消費税増税分を上乗せすることになりました。適用は2019年10月貸与分から。9月貸与分までは現行の上限価格が適用されます。

なお、消費税率引き上げ分が反映された10月以降の全国平均貸与価格と上限価格は、厚生労働省のホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>) で確認できます。